

令和 2 年第 12 回

栄町農業委員会総会議事録

栄町農業委員会

1 開催日時 令和2年12月10日(木) 午後3時00分から午後3時45分

2 開催場所 栄町役場庁舎5階大会議室

3 出席委員(8名)

会 長	8 番	大野 久男
会長職務代理者	7 番	朝倉 友子
委 員	1 番	芝野 茂
	2 番	長谷川 貴子
	3 番	杉田 裕
	4 番	小川 博
	5 番	岩井 秀喜
	6 番	鈴木 薫

4 欠席委員 なし

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画(案)に対する意見について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法施行規則第29条第1項に関する農地転用の届出について

報告第3号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の工事業計画について

報告第4号 地目変更登記に係る照会に対する回答について

報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

そ の 他

6 出席職員

農業委員会事務局次長 小川 浩昭

農業委員会事務局主査 青木 秀直

7 出席農地利用最適化推進委員(5名)

伊藤 保 浅倉 忠邦 中島 義晴 大塚 健男 小川 和男

◎開会

午後3時00分開会

○事務局次長（小川浩昭）

はじめさせていただきます。起立、礼。

○議長（大野久男）

ただ今より、令和2年第12回栄町農業委員会総会を開会します。本日は委員8名中8名出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項により、総会は成立しております。

◎議事録署名委員の指名

○議長（大野久男）

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（大野久男）

それでは、7番 朝倉友子委員、1番 芝野茂委員にお願いします。

◎会議書記の指名

○議長（大野久男）

議事日程第2の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の青木氏を指名します。

○議長（大野久男）

それでは議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とし、整理番号1と2について、事務局の説明を求めます。

○事務局次長（小川浩昭）

それでは、1ページ 議案第1号整理番号1と2についてご説明させていただきます。

場所については、3ページをご覧ください。

整理番号1 農地の所在は、安食字前新田、地目は登記簿が畑・現況は田、面積は1,781㎡です。

続いて、整理番号2 農地の所在は、安食字前新田、地目は登記簿が畑・現況は田、面積は320㎡他1筆で、合計1,153㎡です。譲渡人・譲受人・経営面積は記載のとおりです。

本件は、農地の売買による所有権移転を目的として、農地法第3条の許可を申請したものです。譲受人の労力総数は2人、申請事由は、譲渡人が相続した農地の処分に

なり、譲受人は経営規模の拡大を図るというものです。

それでは、農地法第3条第2項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果をご説明いたします。

まず、耕作の事業に必要な機械の所有状況、農業に従事する者の数等から、同項第1号の全部効率利用要件及び、同項第4号の農作業常時従事要件は問題ないと思われ
ます。

次に、譲受人は法人ではなく、また信託行為ではないので、同項第2号の法人要件
及び第3号の信託の禁止は該当いたしません。

次に、譲受人の耕作面積は50アールを超えておりますので、同項第5号の下限面
積要件は問題ありません。

次に、申請地は譲渡人の自作地なので、同項第6号の転貸等の禁止は該当いたしま
せん。

最後に、同項第7号の地域との調和要件ですが、申請地は水田になり、譲受人は許
可後も水稻を作付けする計画であり、問題ないと思われ
ます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を報告願います。

○1番（芝野茂）

今回、申請された前新田の農地については、現地を確認したところ周りが水田地帯
で、適正な管理が行われている状況で、問題はないと思われ
ます。

○議長（大野久男）

続いて、農地利用最適化推進委員の伊藤さんから、ご発言がありましたら願いま
す。

○農地利用最適化推進委員（伊藤保）

現況もしっかり管理されており、問題はないと思われ
ます。

○議長（大野久男）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願いま
す。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第1号整理番号1を原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求め
ます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって、議案第1号整理番号1については、許可することに決定しました。

○議長（大野久男）

次に、議案第1号整理番号2を原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって、議案第1号整理番号2については、許可することに決定しました。

○議長（大野久男）

続いて、議案第1号整理番号3について、事務局の説明を求めます。

○事務局次長（小川浩昭）

それでは、2ページ 議案第1号整理番号3についてご説明させていただきます。場所については、4ページをご覧ください。

農地の所在は、南字沖耕地、地目は登記簿が畑・現況は田、農振農用地で面積は2,257㎡です。譲渡人・譲受人・経営面積は記載のとおりです。

本件は、農地の売買による所有権移転を目的として、農地法第3条の許可を申請したものです。譲受人の労力総数は3人、申請事由は、譲渡人が相続した農地の処分になり、譲受人は経営規模の拡大を図るというものです。

それでは、農地法第3条第2項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果をご説明いたします。

まず、耕作の事業に必要な機械の所有状況、農業に従事する者の数等から、同項第1号の全部効率利用要件及び、同項第4号の農作業常時従事要件は問題ないと思われま

す。次に、譲受人は法人ではなく、また信託行為ではないので、同項第2号の法人要件及び第3号の信託の禁止は該当いたしません。

次に、譲受人の耕作面積は50アールを超えておりますので、同項第5号の下限面積要件は問題ありません。

次に、申請地は譲渡人の自作地なので、同項第6号の転貸等の禁止は該当いたしません。

最後に、同項第7号の地域との調和要件ですが、申請地は水田になり、譲受人は許可後も水稻を作付けする計画であり、問題ないと思われま

す。以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を報告願います。

○2番（長谷川貴子）

今回、申請された南の農地については、現地を確認したところ水田として利用され、申請地は適正な管理が行われている状況で、問題はないと思われます。

○議長（大野久男）

続いて、農地利用最適化推進委員の中島さんから、ご発言がありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（中島義晴）

特に問題はないと思われます。

○議長（大野久男）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第1号整理番号3を原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって、議案第1号整理番号3については、許可することに決定しました。

○議長（大野久男）

続いて、議案第1号整理番号4について、事務局の説明を求めます。なお、整理番号4については、大塚推進委員に関連する議案ですので、ここで退席をお願いします。

○事務局次長（小川浩昭）

それでは、2ページ 議案第1号整理番号4についてご説明させていただきます。

場所については、5ページをご覧ください。

農地の所在は、北字北ノ埜、地目は登記簿・現況共に畑、面積は706㎡です。譲渡人・譲受人・経営面積は記載のとおりです。

本件は、農地の贈与による所有権移転を目的として、農地法第3条の許可を申請したものです。譲受人の労力総数は3人、申請事由は、譲渡人が以前からの約束により親類への贈与になり、譲受人は経営規模の拡大を図るというものです。

それでは、農地法第3条第2項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果をご説明いたします。

まず、耕作の事業に必要な機械の所有状況、農業に従事する者の数等から、同項第1号の全部効率利用要件及び、同項第4号の農作業常時従事要件は問題ないと思われ

ます。

次に、譲受人は法人ではなく、また信託行為ではないので、同項第2号の法人要件及び第3号の信託の禁止は該当いたしません。

次に、譲受人の耕作面積は50アールを超えておりますので、同項第5号の下限面積要件は問題ありません。

次に、申請地は譲渡人の自作地なので、同項第6号の転貸等の禁止は該当いたしません。

最後に、同項第7号の地域との調和要件ですが、申請地は畑になり、譲受人は許可後も露地野菜を作付けする計画であり、問題ないと思われま。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を報告願います。

○2番（長谷川貴子）

今回、申請された北の農地については、現地を確認したところ譲受人の元屋敷で、現在は空き家の隣接地になります。申請地は耕運されており、問題はないと思われま。

○議長（大野久男）

続いて、農地利用最適化推進委員の小川さんから、ご発言がありましたら願います。

○農地利用最適化推進委員（小川和男）

特に問題はないと思われま。

○議長（大野久男）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手あり）

○議長（大野久男）

はい、杉田委員。

○3番（杉田裕）

元屋敷は空き家で随分朽ち果てた状況で、樹木も茂っていたと思われま。

○農地利用最適化推進委員（小川和男）

申請地は空き家の脇になり樹木は生えていなく、空き家の樹木は剪定がされていま。

○議長（大野久男）
よろしいですか。

○3番（杉田裕）
はい。

○議長（大野久男）
他に発言ございませんか。

（挙手なし）

○議長（大野久男）
他に発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。
議案第1号整理番号4を原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）
挙手全員、よって、議案第1号整理番号4については、許可することに決定しました。大塚推進委員は、入室して着席をお願いします。

○議長（大野久男）
次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、を議題とし、事務局の説明を求めます。

○事務局次長（小川浩昭）

それでは、6ページ 議案第2号についてご説明させていただきます。

本件は、令和元年8月23日付け千葉県印農指令第1038号220及び第1038号221により、農地法第5条許可を受けた農地について事業計画の変更承認申請がなされたものでございます。

当初計画では、転用事業者が建売分譲住宅23棟を建設する予定でしたが、変更計画では一部の購入希望者が注文住宅を要望していることから、建売分譲住宅23棟のうち5区画を建築条件付売買予定地とするというものでございます。

場所については、7ページをご覧ください。

農地の所在は、安食字前新田地先の7筆で合計5,200㎡、申請者につきましては、記載のとおりでございます。

今回、当町では初めてとなりますので、まず建築条件付売買予定地に係る農地転用につきましてご説明させていただきます。平成31年3月に農林水産省より通知がありまして、建築条件付売買予定地としての許可が認められるようになりました。この通知の中で、建築条件付売買予定地に係る農地転用事務取扱要領というものが出されておりまして、その中で転用許可に関する取り扱いが示されております。

条件は3点ございまして、1つ目として農地転用事業者と土地購入者との間で売買契約を締結し、農地転用事業者と土地購入者とが購入する土地に建設する住宅につい

て一定期間、概ね3ヶ月以内に建築請負契約を締結することを約束すること。2つ目として農地転用事業者と土地購入者が一定期間内に建築請負契約を締結しなかった場合には、当該土地を対象とした売買契約が解除されることが当事者間の契約書に規定されていること。3つ目として農地転用事業者は、当該土地の全てを売買することができないと判断したときは、売買することができなかった残余の土地に自ら住宅を建設すること。とされております。

この3点の要件全てを満たすことが確実な場合に、許可されるとなっております。この3点の確認としましては、許可申請に係る土地の全てに関する標準的な建物の面積、位置を示す図面、建築するために必要な資力があることを証する書面、転用事業者と土地購入者との間における売買契約の一般的な契約書の案に先程説明しました一定期間に建築請負契約を締結しなかった場合には、土地売買契約が解除されることが規定されていることとなります。

今回の承認申請につきましては、このような書類が添付されていることを確認し、内容についても問題ないものと思われまます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。議案第2号を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって、議案第2号については、承認する旨の意見を付して進達することに決定しました。

○議長（大野久男）

次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、を議題とし、整理番号1から4までは、農地中間管理事業の案件になりますので、一括して事務局の説明を求めます。

○事務局次長（小川浩昭）

それでは、8ページ 議案第3号整理番号1から4までについてご説明いたします。場所につきましては、11ページから15ページまでをご覧ください。

整理番号1 農地の所在が酒直字落合埜、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は661㎡です。

続いて、整理番号2 農地の所在が酒直字浅間下埜、地目は登記簿が田・現況は畑、

農振農用地で面積は578㎡です。

続いて、整理番号3 農地の所在が興津字関、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は499㎡他4筆で、合計3,535㎡です。

最後に、整理番号4 農地の所在が興津字後谷津、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は347㎡他19筆で、合計14,404㎡です。

内容は、農地中間管理権の取得で、貸付人、借受人、経営面積は記載のとおりです。期間は、整理番号1と2は令和2年12月21日から令和22年12月20日までの20年間で、整理番号3と4が令和2年12月21日から令和12年12月20日までの10年間となっております。

本件と次の議案第4号につきましては、農地中間管理事業を活用した農地の利用集積になります。

農地中間管理事業は、農地を農地中間管理機構である「公益社団法人千葉県園芸協会」に一旦預け、その後担い手農家に貸し付けるというものです。本件は、千葉県園芸協会が農業経営基盤強化促進法により4名の貸付人から農地を預かるため、農地の中間管理権を取得するものです。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第3号整理番号1を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第3号整理番号1については、原案のとおり決定しました。

○議長（大野久男）

次に、議案第3号整理番号2を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第3号整理番号2については、原案のとおり決定しました。

○議長（大野久男）

次に、議案第3号整理番号3を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第3号整理番号3については、原案のとおり決定しました。

○議長（大野久男）

最後に、議案第3号整理番号4を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第3号整理番号4については、原案のとおり決定しました。

○議長（大野久男）

次に、議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について、を議題とし、整理番号1から3までについて、一括して事務局の説明を求めます。

○事務局次長（小川浩昭）

それでは、16ページ、議案第4号整理番号1から3までについて、ご説明いたします。

場所については、議案第3号と同じになりまして、11ページから15ページまでをご覧ください。

整理番号1 農地の所在が酒直字落合埜、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は661㎡です。

続いて、整理番号2 農地の所在が酒直字浅間下埜、地目は登記簿が田・現況は畑、農振農用地で面積は578㎡です。

続いて、整理番号3 農地の所在が興津字関、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は499㎡他23筆で、合計17,939㎡です。

内容は賃貸借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。10アール当たりの賃借料は、全て1.5俵になります。期間は、整理番号1と2は令和2年12月21日から令和22年12月20日までの20年間で、整理番号3が令和2年12月21日から令和12年12月20日までの10年間となっております。

この案件は、農地の中間管理権を取得する公益社団法人 千葉県園芸協会が、転貸人となり、貸し手と借り手の間に入り農用地の配分を行なうものです。

この借受人については、地域の担い手農家や認定農業者であり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率利用要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われまます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

(挙手なし)

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第4号整理番号1について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第4号整理番号1については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長（大野久男）

次に、議案第4号整理番号2について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第4号整理番号2については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長（大野久男）

次に、議案第4号整理番号3について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第4号整理番号3については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長（大野久男）

続いて、議案第4号整理番号4について、事務局の説明を求めます。

○事務局次長（小川浩昭）

それでは、19ページ 議案第4号整理番号4についてご説明いたします。

場所につきましては、21ページをご覧ください。

農地の所在が酒直字下埜、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は919㎡他1筆で、合計3,000㎡です。

内容は賃貸借権の再設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。10アール当たりの賃借料は1.5俵、期間は令和2年12月21日から令和9年10月19日までとなっております。既に農地の中間管理権が設定されているため、利用権の期間は残存期間になるものでございます。

今まで耕作していた借受人の事情により、この後の報告第1号整理番号1により合意解約を行い、新たな借受人に農地の中間管理権を取得している公益社団法人 千葉県園芸協会が、転貸人となり、農用地の再配分を行なうものです。

この借受人については、認定新規就農者として今後、地域農業の担い手を目指して、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率利用要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第4号整理番号4について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第4号整理番号4については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長（大野久男）

次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。

○事務局次長（小川浩昭）

それでは、20ページ、報告第1号整理番号1について、ご説明させていただきます。

場所につきましては、21ページをご覧ください。

農地の所在が酒直字下埜、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は919㎡他1筆で、合計3,000㎡です。貸付人、借受人、転貸人は記載のとおりです。また、解約の申し入れ日、解約の成立日、土地の引き渡し日、解約の通知日につきましては、令和2年11月16日となっております。

本件は、賃貸借契約により借受人が耕作していた農地について、転貸人と借受人が話し合いの結果、双方合意のうえ契約を解除し、農地を転貸人に返すということで、その旨を書面で農業委員会に通知してきたものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

この案件は、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

○議長（大野久男）

次に、報告第2号 農業法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について、事務局の説明を求めます。

○事務局次長（小川浩昭）

それでは、22ページ、報告第2号について、ご説明させていただきます。

場所につきましては、23ページをご覧ください。

農地の所在は、安食字大隈、登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は2,531㎡の内198㎡です。届出人は記載のとおりです。

本件は、農地を一部埋立て観光農園用の駐車場を建設するため、農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出書が令和2年11月4日に提出されたものです。

本来、農地を農地以外の目的に使用する場合、農地法第4条または第5条に基づく転用許可を受けなければなりません。農業経営のために2a未満の農業用施設を自己所有農地等に設置する場合、転用許可を受けなくてもよいという例外規定があります。今回届出のあった観光農園用の駐車場の規模、転用目的等を検討した結果、農地法施行規則第29条第1号に該当するものと判断し処理したものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

この案件は、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長（大野久男）

次に、報告第3号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の工事の事業計画について、事務局の説明を求めます。

○事務局次長（小川浩昭）

それでは、24ページ、報告第3号について、ご説明させていただきます。

場所につきましては、28ページをご覧ください。

本件は、特別高圧電力供給に伴い鉄塔改造工事を行うための事業計画となり、通常、農地法第5条の一時転用の許可を要するところですが、農地法施行規則第29条第16号及び第53条第14号の規定により認定電気通信事業者が中継施設等を工事する場合、農地転用許可は不要になり、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについてにより、事前に事業者より事業計画書の提出がありました。

たので、報告するものでございます。

農地の所在は25ページの一時借地一覧表になり、請方字上請方、地目は田、面積は208㎡他2筆で、合計2,098㎡を使用するものでございます。

工期については、令和2年12月1日から令和3年4月10日までの計画となっております。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

この案件は、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

○議長（大野久男）

次に、報告第4号 地目変更登記に係る照会に対する回答について、事務局の説明を求めます。

○事務局次長（小川浩昭）

それでは、29ページ、報告第4号について、ご説明させていただきます。

場所につきましては、30ページをご覧ください。

本件は、千葉県地方法務局成田出張所より照会があった件について、令和2年11月5日専決処分により回答したものでございます。

農地の所在は、脇川字上加輪、登記簿が畑、面積が1,557㎡です。

令和2年11月4日に朝倉委員、長谷川委員及び事務局で現地調査をしたところ、この土地は所有者の宅地に隣接していて、家屋が建っていたり進入路等としても利用している状況でした。過去の航空写真や現況から過去20年以上農地でないと判断できたため、現況地目を非農地として回答したものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

この案件は、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で報告第4号を終わります。

○議長（大野久男）

次に、報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について、事務局の説明を求めます。

○事務局次長（小川浩昭）

それでは、31ページ 報告第5号についてご説明させていただきます。

場所は32ページをご覧ください。

譲渡人・譲受人は記載のとおりです。申請地は、安食字上前で、地目は登記簿が田・現況は畑、面積は89㎡になります。転用目的は駐車場用地、受理年月日は令和2年12月1日でございます。

本件は、市街化区域内の農地について、所有権移転を伴う駐車場用地として農地転用届出があったため、届出書の受理決定の専決処分をしたものです。農地転用の届出書の提出があった場合、遅滞なく受理又は不受理の決定に係る専決処分をすることとされておりますので、届出書の記載事項および添付書類の確認、また現地を確認のうえ適正と判断できたため、受理を決定したものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

この案件は、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で報告第5号を終わります。

○議長（大野久男）

以上で本日の議案の審議はすべて終了しました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

よろしいですか、それでは以上をもちまして令和2年第12回総会を閉会します。

○事務局次長（小川浩昭）

起立、礼。お疲れ様でした。

午後3時45分閉会